

手 続 き の 流 れ

芦廻間地区内で建築等に関する行為をおこなう際には、以下のような手続きが必要になります。

届出書の様式

① 届け出の必要な行為

- (1) 土地区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

② 届け出に必要な添付図書（正・副各一部）

- ・位置図 方位、道路及び目標となる地物を表示する縮尺 1/2500 以上のもの
- ・公図 申請に必要な地番及び周辺道路地番の表示されたもの
- ・配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図で縮尺 1/100 以上のもの
- ・平面図 建築物の各階平面図で縮尺 1/100 以上のもの
- ・立面図 2 面以上の建築物又は工作物の立面図で縮尺 1/100 以上のもの

届出書の様式（正・副各一部）

該当する地区に 地区計画の区域内における行為の届出書

日進市長 あて 届出者 住所 日進市蟹甲町池下268番地 氏名 日進 太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

① 土地の区画形質の変更
② 建築物の建築又は工作物の建設
③ 建築物等の用途の変更
④ 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

「行為の場所」は、土地区画整理区域内では、仮換地又は保留地を書いてください。

記

1 行為の場所 日進市 (仮換地) 〇〇街区1番
2 行為の場所着手予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
3 行為の完了予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
4 設計又は施工方法

① 土地の区画形質の変更 区画の面積 m²

② (イ) 行為の種類 (建築物の建築) (新築・改築・増築・移転) (ロ) 届出部分 届出以外の部分 合計

i 敷地面積 200 m²
ii 建築又は建築面積 75 m²
iii 延べ面積 150 m²
iv 高さ 地盤面から 9.55 m
v 用途 専用住宅

vi 壁面後退の距離 東 m 北 m 西 m 南 m
適用除外(車庫等) 軒の高さ m 制限に満たない部分の床面積 m²
適用除外(外壁長さ) 合計 m

※ 形態又は意匠 〇 壁・外壁等は周辺の環境に調和した落ち着いた色調とする
※ 広告地(広告物) 自己用(〇 周辺の景観風致を損なわないもの)
※ かき又はかく設置 〇 設置者

③ イ 変更部分の延べ面積 〇〇 m²
ハ 変更前の用途 〇
ニ 変更後の用途 〇

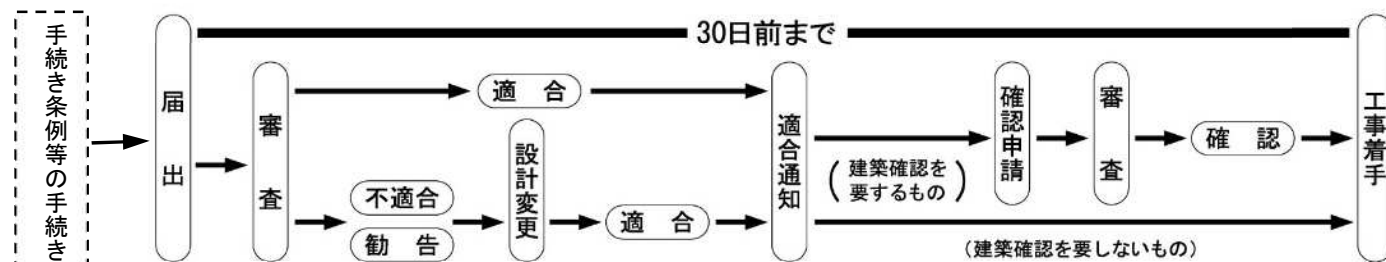
④ 建築物等の形態又は意匠の変更 変更の内容

備考 1 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載してください。
3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載してください。
4 同一の区域で2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができます。
5 ※について該当する場合は、〇にチェック(レ点等)を記入してください。

*連絡先 住所 日進市蟹甲町池下268番地 TEL 0561-73-2049 氏名 日進太郎 担当 〇〇 〇〇〇

地区計画の届出書と同時期に手続条例に関する申請（特定：事前協議書、小規模：事業届出書）を都市計画課へ提出してください。

③ 届け出の手続き



※この地区計画の他、用途地域等による建築物等の制限がかかります。
また、日進市開発等事業に関する手続条例についての詳細は日進市役所都市計画課にご相談ください。

地区計画に関するお問い合わせ

日進市役所 都市計画課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
TEL 0561-73-2049

芦廻間地区計画ガイド

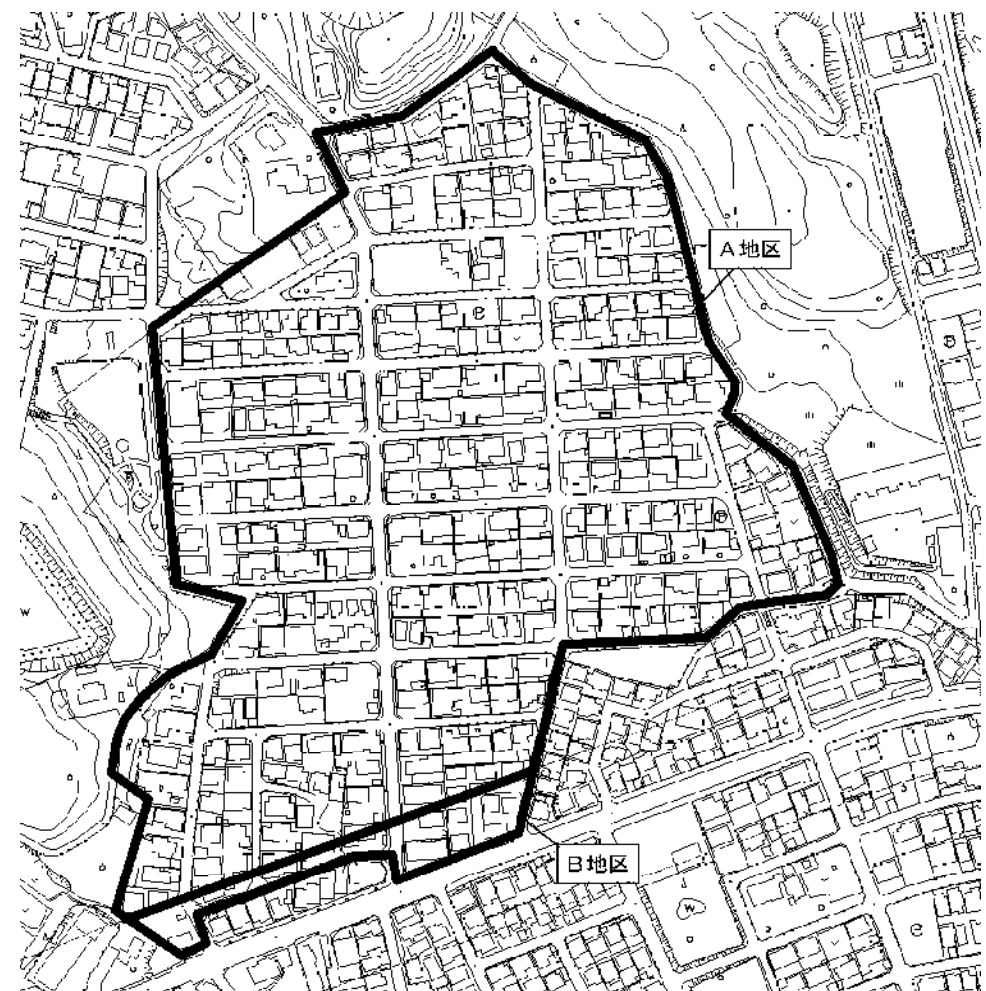
令和2年4月版

まちづくりの方針（地区区分）

【計画概要】

地区の区分	A地区	B地区
地区面積	約 10.7ha	約 0.5ha
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
容積率(%)	100%	100%
建蔽率(%)	60%	60%
① 建築物等の用途の制限	「戸建専用住宅」及び「その建築物に附属するもの」に限定 (A地区は「集会所」も可能)	
② 壁面の位置の制限	隣地境界線からの後退距離は 1m以上	
③ 建築物等の高さの最高限度	9m	

【芦廻間地区区分図】



まちづくりのルール（地区計画の内容）

建築物等の用途の制限

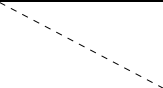
【内容】

「戸建専用住宅」及び「その建築物に附属するもの」に限定します。
(※A地区は「集会所」も建築可能です。)

【目的】

「閑静な住宅地」という現在の住環境を守るため、建てることのできる建築物等の用途を制限します。

【建築物の用途制限の概要】

地区の区分			A地区	B地区	備 考 (建築可能なもの)
用途地域			第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	
建築物の用途制限	居住用 施設	住宅、共同住宅、 寄宿舎、下宿	△(※)		※戸建専用住宅に 限ります。
		兼用住宅で、非 住宅部分の床面 積が、50 ㎡以下 かつ建築物の延 べ床面積の 1/2 未満のもの	▲		
	店舗等	店舗等の床面積 が 150 ㎡以下の もの		▲	
	公共施 設・病 院・学校 等	幼稚園、小学校、 中学校、高等学 校	▲		
		図書館等	△(※)	▲	※集会所に限りま す。
		巡査派出所、公 衆電話所等	▲		
		神社、寺院、教会 等	▲		
		公衆浴場、診療 所、保育所等	▲		
		老人ホ-ム、福祉ホ -ム等	▲		
		老人福祉センタ-、 児童厚生施設等	▲		
	工場・ 倉庫等	建築物附属自動 車車庫 (建築物の延べ面 積の 1/2 以下か つ備考欄に記載 の制限)	△(※)		※戸建専用住宅に 附属するもので、 600 ㎡以下かつ 1 階以下に限りま す。

△・・・地区計画により一部を制限するもの

▲・・・地区計画により全てを制限するもの

※本表は、建築基準法別表第二及び日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。詳しい制限の内容につきましては同条例本文をご覧ください。

壁面の位置の制限

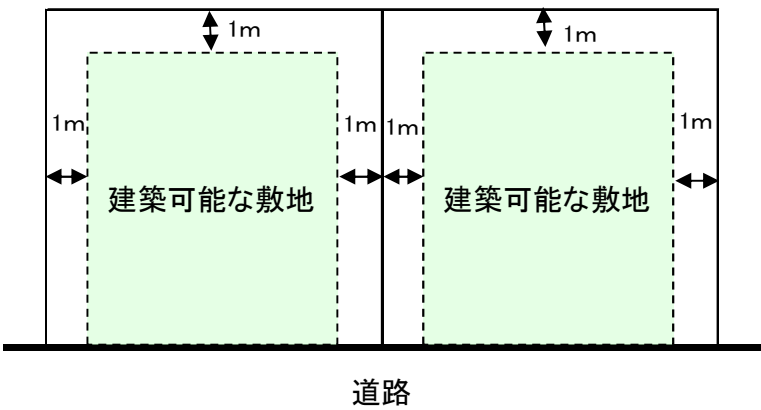
【内容】

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの後退距離は1m以上とします。

【目的】

隣地境界線から建築物を後退させることで、火災時の延焼を防ぐとともに、隣地との間にゆとりある空間をつくることで、良好な住環境を確保します。

<イメージ図>

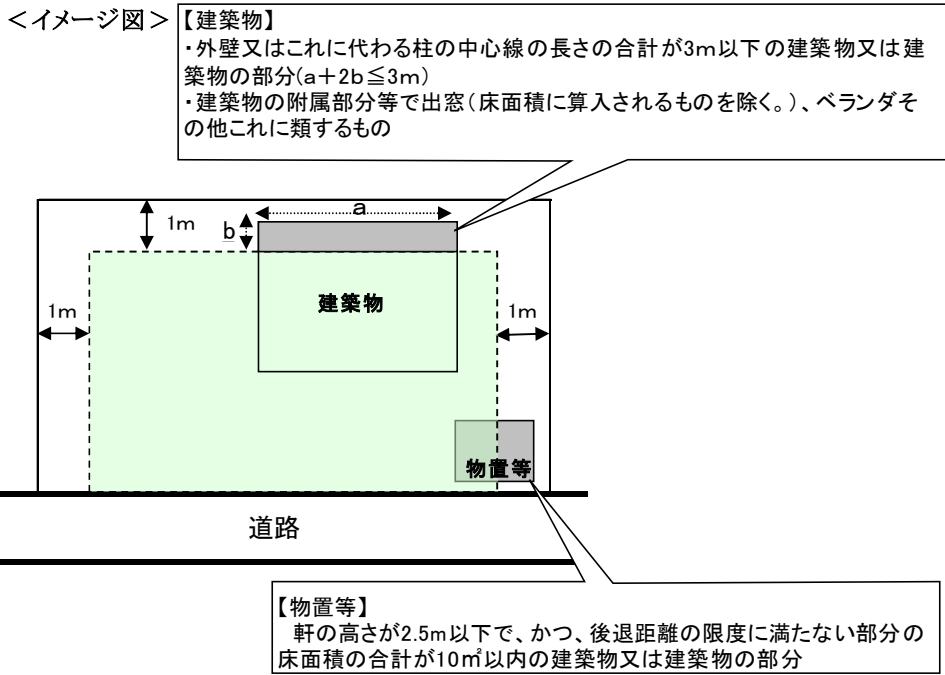


<除外規定>

以下に掲げるものについては、壁面の位置の制限にかかわらず、建築することができます。

- ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分
- ・物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物又は建築物の部分。
- ・建築物の附属部分等で出窓（床面積に算入されるものを除く）、ベランダその他これに類するもの。

<イメージ図>



【建築物】
・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分($a+2b \leq 3m$)
・建築物の附属部分等で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、ベランダその他これに類するもの

【物置等】
軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物又は建築物の部分

建築物等の高さの最高限度

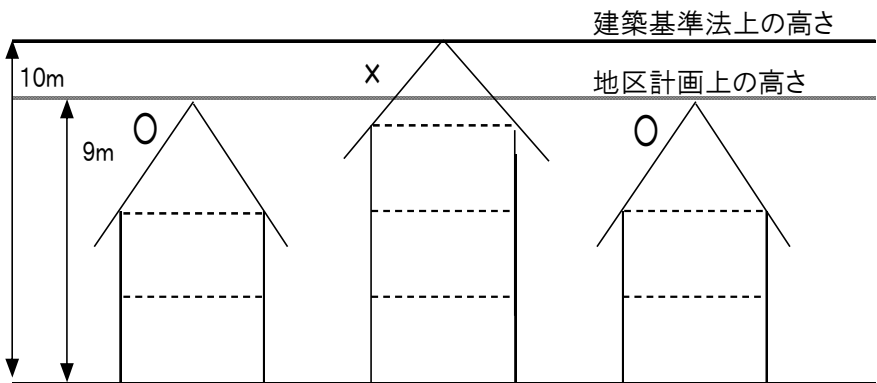
【内容】

建築物等の高さは、9m以下とします。

【目的】

低層な戸建住宅が建ち並ぶ「閑静な住宅地」という現在の住環境を守るため、建築物等の高さを制限します。

<イメージ図>



芦廻間自治会建築規約について

芦廻間地区においては、地区計画のほかに自治会で定めた建築規約があります。

詳しい内容につきましては、芦廻間自治会の自治会長までお問い合わせください。